

## 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2の19恩田原・片山地区整備計画区域の表中

「

A地区	建築物の用途の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1（1）から（8）までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1</p>
-----	-----------	--

を

		<p>項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地の従前の土地(以下この表において「従前地」という。)に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(令和元年静岡市条例第17号)の施行の日(以下この表において「施行日」という。)における床面積の合計の1.2倍(新築(法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。))の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1(1)から(8)までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p>
--	--	--

「

A地区	建築物の用途の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所(患者を入院させる施設を有するものに限る。)</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1(1)から(8)までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分(以下この表において「換地処分」</p>
-----	-----------	---

に、

	<p>という。)又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定(以下この表において「仮換地指定」という。)を受けた土地の従前の土地(以下この表において「従前地」という。)に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(令和元年静岡市条例第17号)の施行の日(以下この表において「施行日」という。)における床面積の合計の1.2倍(新築(法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。)の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1(1)から(8)までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあつては、1.0倍)を超えないこと。</p>
--	---

「

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p>
----------------------	---

を

「

<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>	<p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>(2) 換地処分の日までの間において、道路、緑地、公園、河川その他これらに類するものに囲まれた土地の全部を一の敷地として使用するもの</p>
----------------------	--

に、

」

」

」

「

C地区	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。
-----	---------------	--

を

」

「

C地区	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 換地処分又は仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの (2) 換地処分の日までの間において、道路、緑地、公園、河川その他これらに類するものに囲まれた土地の全部を一の敷地として使用するもの
-----	---------------	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。